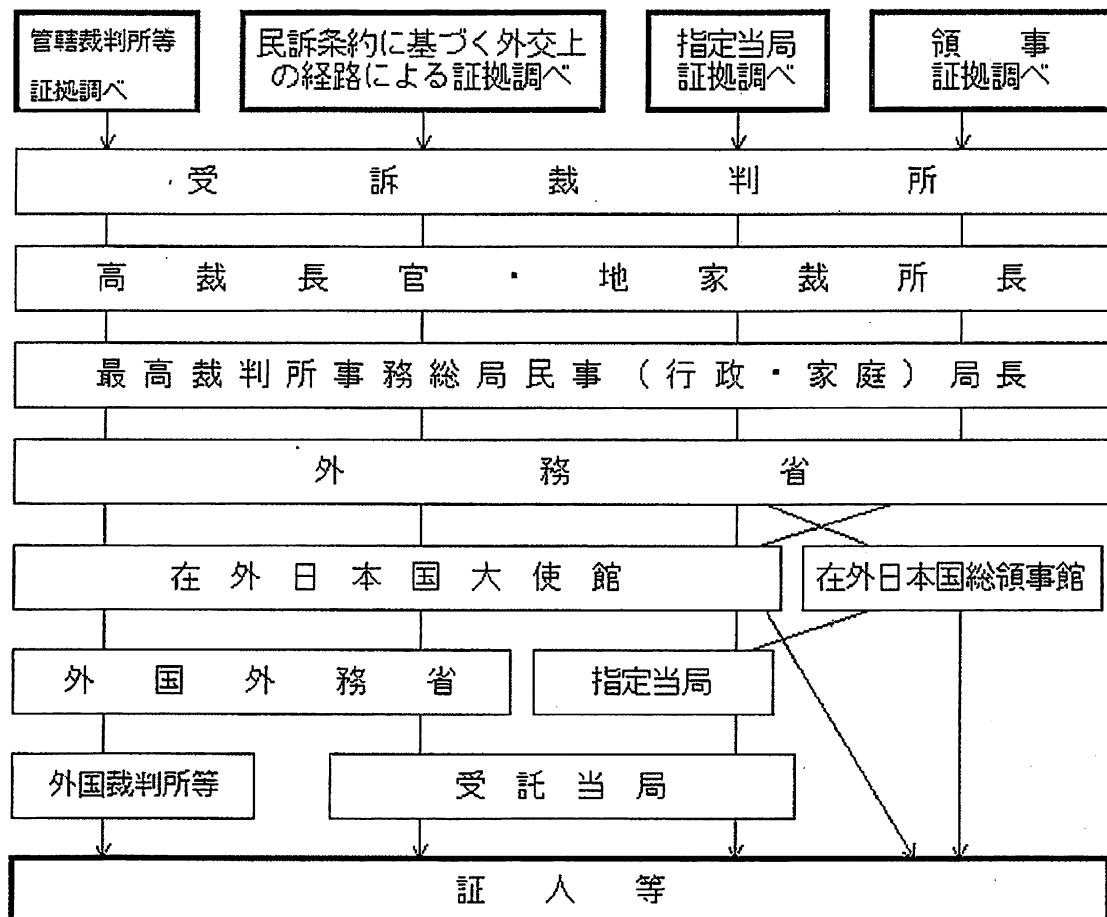


証拠調べ嘱託手続に関する関係書類の送付経路図



外国において証拠調べを行う方法としては、次のものがある。

- (1) 領事証拠調べ（在外領事等に嘱託して証拠調べを行うもの）
- (2) 指定当局証拠調べ（民訴条約に基づき外国の指定当局に対し嘱託して証拠調べを行うもの）
- (3) 民訴条約に基づく外交上の経路による証拠調べ（外国に駐在する我が国の大使から当該外国の外務省に嘱託して証拠調べを行うもの）
- (4) 管轄裁判所等証拠調べ（外国の管轄裁判所その他の管轄官庁に嘱託して証拠調べを行うもの）

(1) 領事証拠調べ

ア 根拠

領事証拠調べを行う根拠としては、次の3種類のものがある。

(1) 領事条約

我が国は、アメリカ合衆国及び英國と領事条約を締結しているが、領事条約では、領事官は、派遣国の裁判所のために、自発的に提供された証言を録取することができる旨が定められている（日米領事条約17条1項(e)号（ii）、日英領事条約25条）。したがって、アメリカ合衆国及び英國においては、同国に駐在する我が国の領事官に嘱託して証人尋問及び当事者尋問を行うことができる。

条約上は、対象となる証人及び当事者について特に限定はないが、実務上は、対象となる証人若しくは当事者（以下、「証人等」という。）が当該領事官の属する領事館の管轄区域に居住する者で、日本国籍を有するもの又は日本語を十分に解するものであることを要する。（通達第2の1(3)カ）。

(イ) 民訴条約

民訴条約では、各締約国は、相手国が拒否しない限り、自國の在外領事等に証拠調べを直接実施させることができる旨が定められている（15条）。ここにいう証拠調べとしては、証人尋問、当事者尋問、検証、鑑定人の指定等がある。

なお、本条約に基づき実施することができる証拠調べは、民事又は商事に関する事件における証拠調べに限られる（8条）。

民訴条約の各締約国の態度としては、嘱託国の国民を対象とする場合にだけ認めている国、強制の方法を用いない限り認めている国、拒否している国などがある（「国の一覧表」参照）。

(ウ) 個別の応諾

国家間において条約等の合意がなくても、相手国が自国内において我が國の在外領事等により証拠調べが行われることを応諾する場合には、在外領事等は、原則として自国民に対してのみ当該国において証拠調べを行うことができる。

なお、今まで、我が国の裁判所の嘱託により、個別の応諾に基づく領事証拠調べが行われた例はない。

イ 嘱託の手続（通達第2の1(3)参照）

(7) 嘱託書の作成

在外領事等にあてた領事証拠調べの嘱託書（通達別紙様式第12、記載例I-2参照）を作成する。

(イ) 尋問事項書等の添付

嘱託書には、質問を列記した尋問事項書を添付する（記載例I-3参照）。

また、在外領事等が事件の概要を知る必要があると思われる場合には、事件の概要を記載した書面（記載例I-4参照）又は訴状、答弁書等の写しを(7)の嘱託書に添付する必要がある。

(ウ) 訳文の添付

(a) 領事条約に基づく嘱託

当該証人等が日本国籍を有する場合において、日本語を解しないときは、尋問事項書に英語又は当該証人等が解する言語によって作成され訳文を添付する必要がある（通達第2の1(3)カ）。

(b) 民訴条約、個別の応諾に基づく嘱託

尋問事項書、事件の概要書、訴状、答弁書等には、証人等が解する言語又は当該国の公用語のいずれかによる訳文を添付する必要がある。ただし、尋問を受ける証人等が日本語を解する事が明らかな場合には、訳文を添付する必要はなく、その旨を嘱託書に付記する（特例規則5条2項、通達第2の1(3)ウ、「国の一覧表」及び記載例I-2参照）。

訳文は、当事者が提出する文書については当事者に提出させるが（特例規則5条3項）当事者が適切な翻訳人を見いだせない場合又は裁判所が作成する文書については裁判所において翻訳人に依頼して訳文を作成する（その費用は当事者に予納させる。）。

(I) 期日の通知

証拠調べの期日に当事者が立ち会うことを希望しないときは、当事者から期日の通知を要しない旨の上申書（記載例 I-5 参照）をとってそれを添付するとともに、嘱託書にその旨を記載する（通達別紙様式第 12 の備考の(4)、記載例 I-2 参照）。

(才) 送付依頼

嘱託をする裁判所の長から最高裁判所民事局長、行政局長又は家庭局長（以下「最高裁民事局長等」という。）等に宛てた送付依頼書（通達別紙様式第 3、記載例 I-1 参照）を作成し、嘱託書等の送付を依頼する。

依頼の際、添付すべき文書は次のとおりである。

- (a) 嘱託書 1 通及びその写し 1 部
- (b) 畿問事項書等の添付書類 1 通及びその訳文 1 通並びにそれらの写し各 1 部
- (c) 上申書 1 通（期日に当事者が立会うことを希望しないとき。）

(カ) 費用

証拠調べの実施に要した費用について証人等から請求があれば、支払わなければならぬので、あらかじめ当事者に費用を予納させて保管しておき、その旨を送付依頼書に付記する（通達別紙様式第 3、記載例 I-1 参照）。証拠調べ後、請求があったときは、最高裁民事局長等からその旨を通知するので、保管金の中から外貨送金して支払い、送金手続が終了したときは、送金報告書を作成し、嘱託をした裁判所の長から最高裁民事局長等にその旨を報告する（通達別紙様式第 4、記載例 I-6 参照）。

ウ 送付経路

嘱託書等は、最高裁民事局長等から外務省に送付され、さらに外務省から在外領事等に送付され、証拠調べが実施される。

エ 証拠調べの実施

証拠調べは、我が国の民事訴訟法の規定に従って行われる。

オ ルートの選択の目安

領事証拠調べは、我が国の在外領事等が実施するので、他の方法に比べ早く、確実であり、また、取調べの対象となる者が日本語を解するときは、畠問事項書等に訳文の添付を要しないので、当事者の負担も軽い。したがって、領事証拠調べの方法によることができる場合には、この方法によることが考えられる。しかし、証人等が出頭を拒んだときには、証人畠問等を実施することはできないので、証人等が出頭を拒むおそれがある場合には、他の方法による必要がある。

(2) 指定当局証拠調べ

ア 根拠

民訴条約の締約国内において証拠調べを行う場合には、指定当局証拠調べを行うことができる。ここでいう証拠調べとは、前記(1)ア(イ)で述べた証人畠問等を指す。実施することができる証拠調べは、民事又は商事に関する事件における証拠調べに限られる（8条）。

イ 嘱託手続（通達第 2 の 1 (1)）

(ア) 嘱託書の作成

受託国の証拠調べにつき権限を有する当局（受託当局）宛ての嘱託書（通達別紙様式第 9、記載例 II-2 参照）を作成する。

嘱託書には、受託当局の用いる公用語（「国の一覧表」参照）による訳文を添付する必要がある（民訴条約 10 条、特例規則 5 条 1 項）。嘱託書及び後出の畠問事項書等の訳文の提出及び作成並びに翻訳料の予納については、領事証拠調べの場合と同様である（(1)イ(イ)参照、特例規則 5 条 3 項）。

訳文には嘱託国の外交官もしくは領事官又は受託国の宣誓した翻訳者により翻訳が正確である旨の証明（翻訳証明）が付される必要があるが（民訴条約10条），嘱託をする裁判所で翻訳証明をつける必要はない。我が国では外国にある我が国の大使館で翻訳証明をしている。

（イ）尋問事項書等の添付

嘱託書には、質問を列記した尋問事項書を添付しなければならない（記載例I-3参照）。

また、受託当局が事件の概要を知る必要があると思われるときは、事件の概要を記載した書面又は訴状、答弁書等の写しを添付する必要がある。

これらの添付書類にも受託当局の用いる公用語による訳文を添付しなければならない（特例規則5条1項）。この訳文についても翻訳証明が付される必要があるが、嘱託書の訳文と同様に、嘱託する裁判所で翻訳証明をつける必要はない。

（ウ）期日の通知

当事者が証拠調べの期日に立ち会うことを希望するときは、嘱託書に証拠調べの実施期日及び場所の通知を求める旨を記載する（通達別紙様式第9備考、記載例II-2参照）。この記載がなされたときには、受託当局から嘱託をした裁判所に証拠調べの実施期日及び場所が通知される（民訴条約11条2項）。

（エ）送付依頼

嘱託をする裁判所の長から最高裁民事局長等に宛てた送付依頼書（通達別紙様式第3、記載例II-1参照）を作成し、嘱託書等の送付を依頼する。

依頼の際、添付すべき文書は次のとおりである。

（ア）嘱託書1通及びその写し2部

（イ）尋問事項書等の添付書類1通及びその訳文1通並びにそれらの写し各1部

（オ）費用

在外日本国大使館においてなされる翻訳証明の費用を支払う必要がある。また、受託国において証拠調べ実施に要した費用は、原則として償還請求されないが、証人もしくは鑑定人に支払った費用、証人が任意に出頭しないために裁判所附属吏が介入することから生じた費用等についても、償還請求されることがある（民訴条約16条2項）。

これらの費用の予納、保管及び支払手続は領事証拠調べの場合と同様である（（1）イ（カ）参照）。

ウ 送付経路

嘱託書等は、最高裁民事局長等から外務省を経由して外国にある我が国の大使館に転達される。その後、大使館から受託国の指定当局に転達され、受託当局によって証拠調べが行われる（民訴条約9条1項）。

エ 証拠調べの実施

証拠調べは、受託当局の国内法に従って行われ、受託当局は、国内の他の当局からの嘱託による場合に用いられる強制方法と同様の強制方法を用いて受託事項を実施する。ただし、当事者の呼出しについては強制方法を用いることを要しないとされている（民訴条約11条1項）。

オ ルートの選択の目安

指定当局証拠調べは、領事証拠調べができない場合でも行うことができるし、また、証人の出頭を強制することもできる。しかし、領事証拠調べに比べ時間がかかり、また、常に嘱託書等に訳文を添付しなければならない。したがって、指定当局証拠調べは、領事証拠調べを行うことできない場合又は証人が出頭を拒絶するおそれがある場合等に利用することが考えられる。

（3）民訴条約に基づく外交上の経路による証拠調べの嘱託

民訴条約では、各締約国は、外交上の経路を通じて証拠調べの嘱託がされることを希望する旨を宣言することができ（民訴条約9条3項），この宣言をした国に対し民訴条約に基づいて証拠調べの嘱

託をする場合には、外交上の経路によることになるが、その手続等は、次の2点を除いて、指定当局証拠調べの場合と同様である。

ア 依頼書の作成（通達第2の1(1)アただし書）

我が国の大使に対し、受託国の外務省に証拠調べの嘱託を転達することを依頼する（通達別紙様式第10、記載例Ⅲ参照）。

イ 送付経路

大使宛ての依頼書等は、最高裁民事局長等から外務省を経由して外国に駐在する我が国の大使に転達される。その後、大使から受託国の外務省に対して証拠調べの嘱託の転達が行われ、受託当局によって証拠調べが実施される。

(4) 管轄裁判所等証拠調べ

ア 根拠

管轄裁判所等証拠調べを行う根拠としては、次の2種類のものがある。

(7) 二国間共助取決め

我が国が証拠調べが行われる地の存する国との間で司法共助の取決めを締結しているときは、その取決めに基づき、当該国の管轄裁判所その他の管轄官庁（以下、「管轄官庁」という。）に嘱託して証拠調べを行うことができる。

(1) 個別の応諾

二国間共助取決めがなくとも、証拠調べが行われる地の存する国が応諾するときは、当該国の管轄官庁に嘱託して証拠調べを行うことができる。

イ 嘱託手続（通達第2の1(2)参照）

(7) 嘱託書の作成

相手国の管轄官庁に宛てた証拠調べの嘱託書（通達別紙様式第11、記載例IV-2参照）を作成する。

(1) 尋問事項書等の添付

嘱託書に添付すべき書面は、領事証拠調べの場合と同様である。嘱託書及び添付書類には、相手国が求める言語による訳文を添付する。訳文の提出又は作成については、当事者が提出する文書については、当事者に予納させるが、当事者が適切な翻訳人を見いだせない場合又は裁判所が作成する文書については裁判所において翻訳人に依頼して訳文を作成する（その費用は当事者に予納させる。）（通達第2の1(2)ウ参照）。

(4) 期日の通知

当事者が証拠調べの期日に立ち会うことを希望しないときは、嘱託書に証拠調べの実施期日及び場所の通知を求める旨を記載する（記載例IV-2参照）。

(1) 送付依頼

嘱託をする裁判所の長から最高裁民事局長等に宛てた送付依頼書（通達別紙様式第3、記載例IV-1参照）を作成し、嘱託書等の送付を依頼する。

依頼の際、添付すべき文書は、次のとおりである。

(a) 相手国が求める通数の嘱託書及びその訳文並びにそれらの写し

(b) 相手国が求める通数の尋問事項書等の添付書類及びその訳文並びにそれらの写し

(4) 費用

管轄裁判所等証拠調べでは、相手国に対し証拠調べを実施する上で要した費用を支払わなければならない。この費用の予納、保管及び支払の各手続は領事証拠調べの場合と同様である（(1)イ(カ)参照）。

ウ 送付経路

嘱託書等は、最高裁民事局長等から外務省を経由して外国ある我が国の大使館へ転達される。その後、大使館から相手国の外務省へ送付され、相手国の管轄官庁によって証拠調べが実施される。

エ 証拠調べの実施

証拠調べは受託国の国内法に従って行われる。